

三沢空港振興会旅行商品造成支援事業助成金  
実施要領

## 1. 事業概要

本助成は、三沢空港の利用促進を図るため、三沢空港を利用する旅行商品(団体旅行商品、個人向けフリープラン商品、チャーター便利用商品等)の企画造成、広告宣伝、販売等を行う旅行事業者等に対して助成するもの。

## 2. 事業内容

助成種別	対象期間 (旅行催行日(出発日及び帰着日))	対象路線	助成金額	備考
① 企画支援 助成	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	三沢空港発着 定期便全路線	上限10万円	・商品の企画造成、広告宣伝等に係る経費に対し、助成する。 ・片道利用も可とする。 ・商品造成に経費を要したにも関わらず、催行中止となった場合は、如何なる理由であれ、助成対象外とする。
② インセン ティブ助成	・令和6年4月1日～ 令和6年6月30日 ・令和6年11月1日～ 令和7年3月31日	・三沢=東京 (羽田)線	3,000円/席 (上限50万円)	・延べ利用実績について、往復利用の場合は2席と数える。 (添乗員は含めない) ・天候不良等で新幹線等に急遽変更となった場合、実績として計上しない。
		・三沢=札幌 (丘珠)線 ・三沢=大阪 (伊丹)線	4,000円/席 (上限50万円)	
③ チャーター 便助成	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	—	40万円	・商品造成に経費を要したにも関わらず、やむを得ない理由により催行中止となった場合、商品造成に要した経費(上限15万円)を助成する。

## 3. 留意事項

- ・1つの旅行商品に対し、①～③の助成のいずれか1つを選択し、申請してください。
- ・①、②の助成は、1造成箇所(〇〇社〇〇支店等)あたり、原則、年間4件(①、②の合計申請件数)の申請を上限とする。ただし、三沢空港を起点とした商品についてはこの限りではない。
- ・対象期間については、旅行催行日(出発日及び帰着日)が上記対象期間内の日程のみ助成の対象とする。(例：令和6年9月～令和7年1月の期間で旅行催行日が複数となる商品を造成し、②のインセンティブ助成に申請をする場合、旅行催行日が令和6年11月～令和7年1月の期間内の席数のみを助成対象とする。)
- ・実績報告後に交付金額を確定する際は、交付決定額以内の額となりますので、申請時にはご留意ください。
- ・コース番号を新たに設定する等新規に造成するものを対象とし、同コース内容にて催行日のみ変更となっている旅行商品は対象外とする。
- ・本事業は予算の範囲内において実施しているため、申込みをしても必ず助成金が交付されるわけではございませんので、ご留意ください。
- ・本事業は先着順に受付をし、順番に交付決定をお出しします。
- ・商品を各種媒体で広告する際は、原則【協賛：三沢空港振興会】の文字及び【三沢空港ロゴマーク】を入れることを条件とする。(※いずれもサイズは任意とする)
- ・本助成金と国、他自治体、他の空港等が実施する助成制度との併用は可とします。

## 4. 助成事業の流れ

### 実施要領制定前

【申請者】 事前着手届の提出



【事務局】 事前着手届受領書の通知



### 実施要領制定後（R6.6月予定）

【事務局】 制定後の実施要領の通知



【申請者】 交付申請書(様式1)の提出



【事務局】 交付決定(様式2)の通知



【申請者】 実績報告書(様式3)及び請求書(様式4)の提出



【事務局】 確定通知書(様式5)の通知、助成金の支払い

助成金交付に必ず  
必要な手順

## 5. お問い合わせ・提出先

三沢空港振興会事務局（三沢市役所政策調整課内）  
〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38  
TEL：0176-53-5111（内線538）FAX：0176-52-5656  
E-mail：msw\_seisaku@misawashi.aomori.jp



トリニキテ。

三沢空港

MISAWA AIRPORT